

令和 6 年 1 1 月制定

令和 8 年 4 月改正

空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた 実務者検討会議 設置要綱

1. 趣旨

航空保安の向上に向けては、「保安検査に関する有識者会議中間とりまとめ」（令和 3 年 3 月）を踏まえ、令和 3 年の航空法改正により、保安検査等の法律上の根拠・保安職員の権限が明確化されるとともに、同法に基づく「危害行為防止基本方針」（令和 4 年 3 月国土交通省策定）において、各主体の役割分担を明確化したところである。

その際、中長期的な検討課題とされていた保安検査等の実施主体及び費用負担のあり方については、「空港における旅客の保安検査の実施主体及び費用負担の見直しの方向性」（令和 5 年 6 月保安検査に関する有識者会議）において、「多くの国々で実績があり、空港特性を十分に把握し、空港を一元的に管理する立場の空港管理者に保安検査の実施主体を移行することを軸に検討を進めることが、厳格な保安検査の実施、旅客利便の確保、円滑かつ迅速な移行といった観点から適当である」との考え方が示されるとともに、具体的な検討を進める上での論点が示されたところである。

これらを踏まえ、空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けて、実務的な課題を検討すべく、「空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に関する実務者検討会議」（以下、本会議という）を設置するものである。

2. 検討体制及び運営

- (1) 本会議は別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 本会議に座長を置く。
- (3) 自由な議論を促進するため、本会議は冒頭のみ公開とし傍聴は不可とする。
- (4) 本会議の資料及び議事概要は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- (5) 本会議の事務局は国土交通省航空局総務課企画室及び安全部安全政策課航空保安対策室にて行うものとする。
- (6) 前各項に定めるものの他、本会議の運営に関する事項その他の必要な事項はそれぞれ座長が定める。

空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた実務者検討会議

委員

(委員：敬称略 50音順)

池之谷 潤	全日本交通運輸産業労働組合協議会 議長
板橋 功	(公財) 公共政策調査会 研究センター長
今井 義文	日本航空(株) グローバルセキュリティ部部長
大塚 洋	定期航空協会 理事長
大原 光博	成田国際空港(株) 空港運用副部門長
折田 康德	(一社) 全国警備業協会 航空保安部会長
加藤 一誠	慶應義塾大学 商学部 教授
北林 弘幹	関西エアポート(株) 副最高運用責任者
木本 仁	中部国際空港(株) 空港運用本部長
小島 宏文	福岡国際空港(株) 保安防災部長
須田 浩	北海道エアポート(株) 保安防災部長
徳永 威	全日本空輸(株) 安全推進センター航空保安部 部長
戸崎 肇	桜美林大学 ビジネスマネジメント学群 教授
原 仁志	弁護士法人関西法律特許事務所
日巻 博文	(一社) 全国空港事業者協会 常務理事

(航空局)

秋田 未樹	次長
田口 芳郎	航空ネットワーク部長
石井 靖男	安全部長
古屋 孝祥	大臣官房参事官(安全企画)
後藤 暢子	総務課 企画室長
勘場 庸資	航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課長
川島 雄一郎	航空ネットワーク部 首都圏空港課長
川端 達史	航空ネットワーク部 近畿圏・中部圏空港課長
甲斐 健太郎	安全部 安全政策課 航空保安対策室長
鈴木 努	東京航空局 次長
畔野 一理	大阪航空局 次長

(オブザーバー)

仙台国際空港(株)、広島国際空港(株)、高松空港(株)、熊本国際空港(株)、IATA、全国地域航空システム推進協議会、日本空港ビルデング(株)、東京国際空港ターミナル(株)、那覇空港ビルディング(株)、宮崎空港ビル(株)、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、警察庁